

端野の行政区と

自治組織の変遷(その1)

戦前の行政区と自治組織

屯田時代

屯田歩兵第四大隊第一中隊が端野地区の「一区兵村」「二区兵村」「三区兵村」の三分散した兵村に、明治三〇(一八九七)年六月七日に第一陣が入地しました。以降、翌三一(一八九八)年一〇月までに二〇〇戸の屯田兵が端野地区に入地し、今日の端野の礎を築かれました。

各兵村には、隊長として中隊付きの下士官(中尉又は特務曹長)があたり、四班の「給養班」(二五戸から二〇戸で構成)があり、各給養班には班長が配置されていました。また、一つの給養班には六戸から八戸に一つの「井戸」と「風呂」が設けられており、このグループを「井戸組」または「風呂組」と称していました。

この各兵村が、現在の端野の行政区の基盤となり、各兵村内の給養班が、現在の町内会、井戸組又は風呂組が現在の「隣組」の基となりました。

また、行政区としては、明治三〇年六月五日、野付牛村外一カ村(野付牛屯田兵村区内も含め)となり、戸長役場が置かれ、(当初は現在の端野町二区国道三九号線の東十七号線付近にあった説教所(無量寿寺の前身)に、その後八月に野付牛市街の説教所(本覚寺の前身)に、一二月に大通東八丁目に新築した庁舎に移転)初代戸長に田中愿が就任し、村内の「戸籍事務」「新規入植事務」「学校の設置、運営の事務」等を行っており、それ以外の業務は大隊本部または中隊本部が行っていました。

さらに、戸長役場時代には、その行政区内に「部」という行政区の設置義務化がなかったため、第四大隊本部、各中隊本部が現在の役場の機能を担ってきたといえます。

野付牛村時代

明治四二(一九〇九)年四月一日、野付牛^{むえかほつね}村が生^{むえかほつね}顔常村を合併し、戸長役場制から二級町村制を施行し、独立した村づくりを始めました。

二級町村制になると、「町村ノ区域ヲ数部ニ分チ每部ニ部長一名ヲ置ク・・」とあり、部長は町村長の命を受けて、部内に関する町村長の事務を補助する、とありました。

そのため野付牛村では、村内を幾つかの部に分けて部長を設置しましたが、開村当時の資料がなく不明ですが、野付牛町から端野村が分村する以前の行政区について、端野村誌

(大正一五年発行)に、野付牛町は二十二の行政区に分け、これを「部」と称し、端野区域が属していた部は、

第三部(第一中隊三区)

↳現在の端野町三区と端野の一部

第四部(第二中隊二区)

↳現在の端野町二区と端野の一部

第五部(第一中隊一区)

↳現在の端野町一区、緋牛内、協和、忠志のうち常呂川右岸

第六部(野付牛新区画地)

↳現在の川向、北見市川東

第二十部(ニコロ原野下)

↳現在の豊実、北登、忠志のうち常呂川左岸

と、記しており、野付牛時代の端野の区域には「五部」の行政区に分かれ、それぞれの部が現在の連合自治会的な役割を担っていました。

また、この部の中に現在の町内会的な組織が編成されており、この事を知る資料として、「野付牛村端野川向規約書」が残されています。

※野付牛村端野川向規約書
明治四二年一月五日

一条 組合ハ義務ヲ以テ目的トス。
二条 組長一名 評議員二名ヲオク。役員

年限ハ壹九年トス。但シ組長手数料トシテ黍^{きび}或ハ麦五升宛十月中全戸組長宛ニ持来スルコト。

三条 組合新年会並ニ契約会 年一回トス。第三条 当部内ニ居住ル者ハ総テ本規約 毎年一月四日会費参拾五錢トス。 ヲ厳守スルモノトス。
但シ組合ニ於テ相談必要ノ場合ハ組 長ヨリ通知シ 速時集合スルコト。
(第四条から第五条を省略)

四条 組合ニ於テ火難ニ罹リタル時ハ黍或
イハ麦一斗五升、縄三十卷、耆肥、
見舞トシテ持参スル事、但シ弁当持
参手伝ノ事。

五条 組内ニ於テ死亡ノ際ハ白黍^{きび}壹升、金
十錢トス。

(マカナイ)通常煮シメ、握飯ノ事、
但シ当主人ニ依リ其ノ限リニアラズ
死亡者年令五歳迄ハ組合ノ世話ヲ要
セズ

右組合一同集合ノ上決定捺印ス

(「川向百年史」より)

また、部の規約として「野付牛町端野第三
部申会規約」が残されていますので、その概
要を記します。

※野付牛町端野第三部申会規約

第一条 此ノ申会規約ハ北海道一級町村制

第一七条及参拾条ノ趣旨ヲ遂行シ
其他部落一般公共事業ヲ処理スル
モノトス。

第二条 部落ノ住民ハ互ニ信義礼節ヲ重シ
共ニ力ヲ公共公益ニ尽シ以テ部ノ
美風ノ習慣ヲ完フセンコトヲ約ス。

第二六条 共同事業ニ不参加シタル者ハ
一日金二円ノ不参加金ヲ徴収ス
ル。

(第二七条を省略)

第二八条 衛生組合並ニ火防組合ヲ設ケ其
規約ヲ実行スルコト。

第二九条 道路並ニ橋梁及排水路ハ春秋二
回定期修繕ヲ行フモノトス。

(抜粋)

第三十条 神社ヲ保護シ併セテ祭典ノ主催
者タラシム為神社管理者ヲ三名
ヲ立テ各通リニ二名宛ヲ置キ其
職務ヲ廻持チトシ一カ年ノ任期
ニテ其ノ方法順番等ハ従前通り
トス。

以下省略

附則 本規約ハ 大正九年四月二十九日更

正ス 同年五月一日ヨリ実行ス。

(「三区の百年史」より抜粋)

この規約で見られるように、川向地区と三
区地区での住民自治組織と活動の実態を知る
ことができます。

このような形態での住民の自主的活動は、
この地区以外の全ての地区で行われ、村づく
りや地域づくりに大きな役割を担ってきまし
た。

(第一八条から第二五条を省略)